

入院基本料等に関する事項 ①

【令和6年11月1日現在】

入院基本料について

各病棟職員数など厚生労働大臣が定める基準に適合しているため、近畿厚生局へ入院基本料の届出を行っています。

病棟名		種別
東館	2階・3階 4階・5階	急性期一般入院料1 (7対1入院基本料) 中央館2階:小児入院医療管理料 4
中央館	2階・3階	
本館	ICU(3階)	急性期一般入院料1 (7対1入院基本料)及び 特定集中治療室管理料3

※尚、各入院病棟における看護要員(看護師, 准看護師及び看護補助者)の配置は、各病棟内掲示版に掲示しています。

入院期間が180日を超える入院に関する特別の料金

急性期一般入院料1を算定している期間が180日を超えた入院については、特別な状態等にある場合を除き患者様の自己の選択に係るものとして、1日につき、急性期一般入院料1の15%に相当する料金をお支払いいただきます。

※(1日につき)2,790円(消費税込)

(施設基準揭示用)